主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鎌田勇五郎の上告趣意(後記)第一点について。

所論は、判例違反を主張するのであるが、その理由とする被告人の業務の性質に 関する主張のごときは、原審に控訴趣意としてなんら主張されなかつたのであり、 従つて原判決の判断を経ていないのである。従つて適法の上告理由にあたらない。 第二点、第三点について。

所論第二点は法令違反の主張であり、第三点は量刑不当の主張であつて、いずれ も刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。(なお第一審判決が判示認定の事実によ つて業務上横領罪を適用したのは正当であつてなんら違法はない。また量刑も不当 とは認められない)。

また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四―四条、三八六条―項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員―致の意見である。

昭和二九年三月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎